

## 九州大学学生に係る災害ボランティア活動に対する支援について

平成30年 7月31日  
総 長 裁 定

### 第1 趣旨

九州大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（正規学生に限る。以下同じ。）に対する自然災害等により災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に適用された地域又は当該地域の被災者の復旧・救援等を目的とする災害ボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）を通じた教育的意義や効果に鑑み、ボランティア活動に要する経済的な負担の軽減を図る。

### 第2 経済的補助の内容及び支援金の支給要件

「九州大学における災害ボランティア活動について」（平成30年7月31日総長裁定）（以下、「災害ボランティア活動裁定」という。）に基づき、ボランティア活動に従事する本学の学生が、次のいずれかに該当する場合は、1回の活動につき一人あたり5,000円を上限に、同一の学生に対して原則年5回を限度に、経済的補助として支援金を支給する。ただし、当該学生が、本学以外の他機関等から同様の支援金を受給する場合は、支援金を支給しない。

- (1) ボランティア活動に従事する場合であって、交通費（公共交通機関又は貸切バスの利用に係る費用に限る。ただし、公共交通機関による移動が困難な地域におけるボランティア活動の場合は、レンタカーの利用を認めるものとし、自家用車の使用により発生した費用は対象外とする。）の負担が発生する場合
- (2) ボランティア活動を主催する団体（自治体又はジャパンプラットホームに登録されている団体に限る。）から参加費等を徴収される場合

### 第3 支援金の申請手続き

大学からの支援金を必要とする学生は、別記様式の災害ボランティア活動支援金申請書に関係書類を添えて、学務部学生支援課に提出すること。

### 第4 支援金の支払い

大学において、ボランティア活動に従事した学生から提出された災害ボランティア活動届出書、災害ボランティア活動支援金申請書及び関係書類の内容を確認し、第2に定める支援金の支給要件に該当する場合に、当該学生が指定する口座に支援金を支払うものとする。

ボランティア活動に従事した学生が複数いる場合で、そのうちの一人を代表者として支援金の申請がなされたものについては、当該代表者が指定する口座に支援金を支払うものとし、当該代表者は、自己の責任において、他の学生に対して適切に支援金を分配すること。

### 第5 その他

ボランティア活動に従事した学生に対する大学からの経済的補助は、予算の範囲内において実施するものとし、予算の状況によっては年度の途中で経済的補助を終了することがある。